

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（一）の記載の仕方

1 この付表（一）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の5第1項《エネルギー需給構造改革推進設備等」を取得した場合の特別償却》若しくは平成22年改正前の租税特別措置法（以下「平成22年旧措置法」といいます。）第42条の5第1項《エネルギー需給構造改革推進設備等」を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の10第1項《エネルギー需給構造改革推進設備等」を取得した場合の特別償却》若しくは平成22年旧措置法第68条の10第1項《エネルギー需給構造改革推進設備等」を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、エネルギー需給構造改革推進設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得したエネルギー需給構造改革推進設備等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「エネルギー需給構造改革推進設備等の区分1」は、措置法第42条の5第1項各号若しくは第68条の10第1項各号又は平成22年旧措置法第42条の5第1項各号若しくは第68条の10第1項各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内には、それぞれの該当号等を記載してください。

3 「事業の種類2」には、エネルギー需給構造改革推進設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「エネルギー需給構造改革推進設備等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、エネルギー需給構造改革推進設備等の種類、構造、細目等を記載します。また、そのエネルギー需給構造改革推進設備等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「エネルギー需給構造改革推進設備等の名称4」には、エネルギー需給構造改革推進設備等に該当する資産の名称を記載します。

6 「取得価額9」には、エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額を記載します。

ただし、そのエネルギー需給構造改革推進設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の

適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

7 「普通償却限度額10」は平成21年4月1日から平成23年6月30日までの間に取得等をしたエネルギー需給構造改革推進設備等につき措置法第42条の5第1項及び第6項（若しくは第68条の10第1項及び第6項）又は平成22年旧措置法第42条の5第1項及び第6項（若しくは第68条の10第1項及び第6項）の規定の適用を受ける場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「基準取得価額割合11」及び「基準取得価額12」は記載する必要はありません。

8 「基準取得価額割合11」の分子は、次の場合に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 措置法第42条の5第1項第1号ハ若しくは第68条の10第1項第1号ハ（電気・ガス需要平準化設備）又は第42条の5第1項第3号若しくは第68条の10第1項第3号（電気供給・利用安定化設備）に該当する場合…「50」

(2) 上記(1)の場合以外の場合…「100」

9 「特別償却限度額14」は、次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。

(1) 平成21年4月1日から平成23年6月30日までの間に取得等をしたエネルギー需給構造改革推進設備等につき措置法第42条の5第1項及び第6項（若しくは第68条の10第1項及び第6項）又は平成22年旧措置法第42条の5第1項及び第6項（若しくは第68条の10第1項及び第6項）の規定の適用を受ける場合…(9)÷(10)

(2) 上記(1)の場合以外の場合…(12)×(13)

10 「償却・準備金方式の区分15」は、そのエネルギー需給構造改革推進設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

11 「事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備等の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項16」には、事業の用に供した資産の仕様、性能、型式等その資産がエネルギー需給構造改革推進設備等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を指定告示の別表等に掲げる仕様、性能、型式等の単位をもってできるだけ具体的に記載するほか、指定告示に定めるエネルギー需給構造改革推進設備等については、（ ）内にその指定告示名、告示番号、別表番号及び該当番号を、例えば「平4大蔵省告示第57号」、「別表一の1」のように記載します。

12 「証明年月日17」には、租税特別措置法施行規則第20条の2第3項各号（又は第22条の23の2第2項各号）に規定する証明書の証明年月日を記載します。